FAX 申込先 03-5348-1284

受講申込書

オモドック・スクール

ふりがな				
氏　名	男 女			
生年月日	年　月　日生　（　歳）			
現住所	〒			
緊急連絡先	電話　（　）	携帯アドレス		
出身学校名	専攻			
勤務先	部署 TEL.　（　）			
コース名	回コース	税込合計	お支払い方法	入学予定日 支払期日
	①教材授業＋教材費（パソコン指導を伴う特商法適用分）	円	①銀行振込 （手数料学校持ち） 2. 現金持参	／
	②デザイン授業料（パソコン指導がメインではない授業分）	円		
	入学金	１８，０００円		
	（割り引き等）			
	税込み合計	円		

他スクールも検討されましたか

※該当するものを○で囲んで下さい。

1. 検討していない　2.HomePage で検討した (・他に何校　校・覚えていたら校名　)
3. 資料請求して検討した(・他に何校　校 ・覚えていたら校名　)
4. 学校説明に行って検討した (・他に何校　校 ・覚えていたら校名　)

当スクールを選んだ理由を教えて下さい

※該当するものを○で囲んで下さい（複数回答可）。

1. マンツーマン制	2. 完全自由予約制	3. 携帯の予約システム
4. コースの内容	5. 就職バックアップ	6. 新大久保駅徒歩１分
7. 手頃な授業料	8. 回数オーバー無料制	9. 短期集中型高速受講
10. デザイン作品保証制	11. デザイン系の講師	12. その他（　）

オモドック・スクール殿

受講規約に同意し上記①②の授業受講を申込み、標準週２回（平均週１回以上）のペースで通学致します。

申込日　　年　　月　　日

本人(署名)　　㊞

オモドック・スクール　受講規約

オモドック・スクールの就職支援コースを受講申込みされる方 (以下、「受講生」という) は、申込時にこの受講規約 (以下、「本規約」という) を理解のうえ、これを遵守して受講することとする。

第１条(教育目的と本規約の適用範囲)　有限会社オモドック教育事業部が運営するオモドック・スクール (以下、「当スクール」という。) は、デザイナー・プログラマーの職業訓練を目的とする就職支援スクールである。また当スクールの就職支援コースの受講については、本規約により取り扱うものとする。本規約に定めなきものについては、当スクールの各種パンフレット等の定めによるものとする。

第２条（受講契約の成立とクーリングオフ）(1) 当スクールは受講申込書の提出と受講料の入金が揃った時点で受講契約の成立とする。

(2)(1) の受講契約日から８日以内はクーリングオフ期間とし、受講生は無条件で解約解除を申し出ることができる。

第３条（受講料の支払と契約回数）　(1) 受講生はパンフレット等に記載された受講料を、当スクール所定の方法により、入学日 (初回受講日) までに、当スクールに対して支払うものとする。

(3) 受講料の支払を分割払いにした場合の契約回数は、受講コースの回数ではなく、支払った金額の回数となる。

第４条（解約・返金等）　(1) 受講生は、受講申込後においては、受講生ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能 (医師の診断書を提出しなければ認められない) または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することはできない。たとえば学ぶ意欲がなくなった、遠くに引っ越した、時間的余裕がなくなった等の個人的都合によるものについては、通常の取引同様、一切応じられない。

(2)(1) の正当事由が存在し、受講生からの受講契約の取消・解約等の申し出により返金する場合は、以下の基準に従って返金額を決定するものとする。

[1] 受講契約後で受講開始前の取消・解約等
受領済受講料から、15,000 円を差引いた額。
[2] 受講契約後で受講開始後の取消・解約等
受領済受講料から、①取消・解約等の申し出までに受講し終えた回数および無断欠席した回数に相当する受講料を差引いた額から、②未受講回数１回につき 4000 円の違約金を差引いた額。

(3) なお「パソコン指導を伴う練習」の回数に相当する部分は特商法の適用を受け、上記 (2) [2] ①の 20% または５万円のうちどちらか低い方を差し引いた額とする。

第５条（受講権利の譲渡）　受講生が自己都合により継続的な受講が不可能となった場合、自己の保有する受講権利を他者対に対して無償または有償で譲渡することができる。

第６条（役務の提供）　当スクールは受講生に対して、当スクールが発行するパンフレットの中から受講生が選択したコースの内容の役務を、受講契約回数の終了まで提供することとし、当スクール側にこの役務の提供に関する違反があった場合は、未受講受講料を全額返金するものとする。

第７条（信義則と受講契約の解約）受講生は、信義則に従って標準週２回（平均週１回以上）のペースで受講することとする。また受講生が休学の連絡をせず２年以上不通学となった場合、または受講生が本規約に違反し、当スクールの業務を著しく妨害した場合、当スクールは通知なくして受講生との受講契約を即時解約するものとする。

第８条（不可抗力）地震、火災・その他の天変地異等、止むを得ない事情による授業の中止につきましては、当スクールは責任を負いかねるので、予めご了承願います。

第９条（施行日）本規約は、2008 年９月１日付で改訂したものであり、同日より施行する。

以上　オモドック・スクール